

2014 年 12 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 183)

- 1. 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、昭和 47 年労働省告示第 123 号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成 27 年 1 月 1 日から適用となります。（厚生労働省告示第 401 号）**

具体的には

第三号(1)中「すみやかに、」を「速やかに」に改め、同号(2)中「の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、」を「を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で」に改め、同号(3)中「口中の異物を取り除く」を「消防機関への通報を行う」に改め、同号(4)中「は、すみやかに、人工呼吸を行なう」を「や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行う」に改めることとなりました。

- 2. 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が平成 26 年 11 月 4 日公布され、平成 26 年 12 月 1 日から施行されることになりました。**

今回の省令改正は、カドミウム及びその化合物について、排水基準を 0.1mg/L から 0.03mg/L に、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.01mg/L から 0.003mg/L に改正するものです。

環境基準の値は、国内外における最新の科学的知見に基づいて設定しており、排水基準の値は、こうした科学的知見を踏まえ、水質汚濁に関する環境基準の維持・達成、水質汚濁の防止、ひいては国民の健康を保護するために必要な水準として設定されるものです。

カドミウムについては、平成 23 年 10 月に、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が 0.01mg/L から 0.003mg/L に変更されました。

今般の省令の改正は、これを受けて、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提とし、カドミウム及びその化合物の排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を変更するものです。

3. 公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準(以下「水質環境基準健康項目」という。)の基準値の改正について平成 26 年 11 月 17 日告示され、水質環境基準健康項目のうち、トリクロロエチレンの基準値が改正されました。

平成 22 年 9 月の食品安全委員会によるトリクロロエチレンの耐容一日摂取量(TDI)の評価を踏まえ、平成 23 年 4 月の水道水質基準の改定において、トリクロロエチレンの基準値が 0.03mg/L から 0.01 mg/L に強化されました。

平成 25 年 12 月より環境基準健康項目専門委員会において、水道水質基準の改定等を踏まえた検討を行い、平成 26 年 9 月 11 日の中央環境審議会水環境部会における最終的な審議を経て、同日、中央環境審議会から環境大臣に対し、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについての答申がなされ、今回の水質環境基準健康項目の基準値改正は、この答申を踏まえたものです。

水質環境基準健康項目のうち、トリクロロエチレンの基準値について、現行の「0.03 mg/L 以下」から「0.01 mg/L 以下」となりました。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。